

平成20年第2回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年11月21日開会
平成20年11月21日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

| | |
|---|---|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 事務局出席職員 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 開会宣告 | 2 |
| 広域連合長挨拶 | 2 |
| 開議宣告 | 4 |
| 日程1 議席の指定について | 4 |
| 日程2 会議録署名議員の指名について | 4 |
| 日程3 会期の決定について | 4 |
| 日程4 第16号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき 議会の同意を求めることについて | 4 |
| 提案理由説明 | |
| ○東村広域連合長 | 4 |
| 採決 | 5 |
| 牧野副広域連合長挨拶 | 5 |
| 日程5 第17号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき 議会の同意を求めることについて | 5 |
| 提案理由説明 | |
| ○東村広域連合長 | 5 |
| 採決 | 6 |
| 福田監査委員挨拶 | 6 |
| 日程6 第18号議案 福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び 費用弁償等に関する条例の一部改正について | 6 |
| 日程7 第19号議案 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び 費用弁償に関する条例の制定について | 6 |
| 提案理由説明 | |
| ○東村広域連合長 | 7 |
| ○竹内事務局長 | 7 |
| 採決(第18号議案) | 8 |
| 討論(第19号議案) | 8 |
| ○畑野麻美子君 | 8 |
| 採決(第19号議案) | 8 |

| | | | |
|--------|----------|---|----|
| 日程 8 | 第 20 号議案 | 平成 19 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算の認定について | 8 |
| 提案理由説明 | | | |
| | ○東村広域連合長 | | 9 |
| | ○竹内事務局長 | | 9 |
| 討 論 | | | |
| | ○畑野麻美子君 | | 11 |
| | 採 決 | | 12 |
| 日程 9 | 一般質問 | | |
| | ○原幸雄君 | | 12 |
| | ○東村広域連合長 | | 13 |
| | ○畑野麻美子君 | | 14 |
| | ○東村広域連合長 | | 14 |
| | ○畑野麻美子君 | | 15 |
| | ○竹内事務局長 | | 15 |
| | ○畑野麻美子君 | | 15 |
| | ○竹内事務局長 | | 16 |
| | ○福田修治君 | | 16 |
| | ○東村広域連合長 | | 18 |
| | ○福田修治君 | | 20 |
| | ○竹内事務局長 | | 20 |
| | ○福田修治君 | | 21 |
| | 広域連合長挨拶 | | 22 |
| | 閉会宣告 | | 22 |

平成20年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

| 番 号 | 件 名 | 提出者 | 上 程 年月日 | 議 決 年月日 | 議決結果 |
|--------|--|-------|------------|------------|------|
| 第16号議案 | 福井県後期高齢者医療 広域連合副広域連合長 の選任につき議会の同 意を求めることについ て | 広域連合長 | 20.11.21 | 20.11.21 | 同 意 |
| 第17号議案 | 福井県後期高齢者医療 広域連合監査委員の選 任につき議会の同意を 求めることについて | 〃 | 〃 | 〃 | 同 意 |
| 第18号議案 | 福井県後期高齢者医療 広域連合特別職の職員 等の報酬及び費用弁償 等に関する条例の一部 改正について | 〃 | 〃 | 〃 | 原案可決 |
| 第19号議案 | 福井県後期高齢者医療 広域連合議会議員の議 員報酬及び費用弁償に 関する条例の制定につ いて | 〃 | 〃 | 〃 | 原案可決 |
| 第20号議案 | 平成19年度福井県後 期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算 の認定について | 〃 | 〃 | 〃 | 認 定 |

平成20年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

| 月日 | 曜 | 時間 | 会議 | 場所 | 会議事項 |
|--------|---|---------|-----|-------------------|--------------------------|
| 11月21日 | 金 | 午後2時37分 | 本会議 | 福井県自治会館 多目的ホール | 議案上程 討論、採決 一般質問、閉会 |

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年11月21日（金曜日）午後2時37分開会

平成20年11月21日、平成20年第2回定例会
が福井県自治会館多目的ホール（議場）に
招集されたので、会議を開いた。

日程8 第20号議案 平成19年度福井県後
期高齢者医療広域連
合一般会計歳入歳出
決算の認定について

日程9 一般質問

○議事日程

- 日程1 議席の指定について
- 日程2 会議録署名議員の指名について
- 日程3 会期の決定について
- 日程4 第16号議案 福井県後期高齢者医療
広域連合副広域連
合長の選任につき議
会の同意を求めるこ
とについて
- 日程5 第17号議案 福井県後期高齢者医療
広域連合監査委員
の選任につき議会の
同意を求めることに
ついて
- 日程6 第18号議案 福井県後期高齢者医療
広域連合特別職の
職員等の報酬及び費
用弁償等に関する条
例の一部改正につ
いて
- 日程7 第19号議案 福井県後期高齢者医療
広域連合議会議員
の議員報酬及び費用
弁償に関する条例の
制定について

○出席議員（21人）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 奥本 兼義君 | 2番 原 幸雄君 |
| 3番 富永 芳夫君 | 5番 山本 富夫君 |
| 6番 寺澤 繁夫君 | 7番 清水 宏君 |
| 8番 水津 達夫君 | 9番 玉邑 哲雄君 |
| 10番 川崎 悟司君 | 11番 福田 修治君 |
| 12番 内藤 博男君 | 13番 梅木 隆治君 |
| 14番 井上 信雄君 | 15番 砂子 三郎君 |
| 16番 笠松捷多朗君 | 17番 川井 憲二君 |
| 18番 宮崎 弥麿君 | 19番 加藤 貞信君 |
| 20番 山川 豊君 | 21番 畑野麻美子君 |
| 23番 坂本伊三栄君 | |

○欠席議員（2人）

- | | |
|-----------|------------|
| 4番 中村 清一君 | 22番 酒井 英夫君 |
|-----------|------------|

○事務局出席職員

- | | |
|-------|---------|
| 事務局長 | 竹 内 利 寿 |
| 事務局次長 | 稲 葉 重 和 |
| 業務課長 | 橋 本 孝 治 |

会計管理者 西川 一 栄
業務課長補佐 野崎 俊 也
主 査 長谷川 正 広
主 査 中 村 弘 和
主 査 中 島 正 登

○説明のため出席した者

広域連合長 東 村 新 一 君
副広域連合長 杉 本 博 文 君

○議長（宮崎弥麿君） それでは、ただいまから平成20年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開催いたします。

平成20年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は、本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立しました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、4番中村清一君、22番 酒井英夫君の2名であります。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、許可いたします。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 本日ここに、平成20年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、

議員各位におかれましては、公私極めて御多用のところ、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、4月の制度開始以来、6月には政府・与党により制度の見直しが取りまとめられ、当広域連合におきましても、去る7月13日に開会された臨時議会において、平成20年度における保険料の軽減措置を拡大するための条例改正の議決を賜ったところでございまして、全国的に見ましても、早い段階で対応ができたと感謝いたしております。

当広域連合におきましては、制度の見直し内容の周知・徹底を図るため、被保険者の皆様全員に対し、平成20年度における保険料軽減措置の拡大の内容や、一定の条件を満たす場合、年金天引きから口座振替へ納付方法の変更が可能になったことなど、その見直し内容を盛り込んだダイレクトメールを送付いたしました。

また、新聞、ラジオ、ケーブルテレビ等による広報を実施するとともに、市町とともに連携しながら周知の徹底を図ったところであります。

さらに、この10月からは、これまで被用者保険の被扶養者であった方の保険料徴収が開始されましたが、その対象となった2万190人の被保険者の皆様に対しまして、保険料の納付開始をお知らせするダイレクトメールを送付いたしますとともに、市町

におきましても、広報紙やケーブルテレビなどによる広報を積極的に実施いたしたところであり、こうした広報活動により、大きな混乱もなく、制度の周知が図られたのではないかと安堵いたしております。

制度を円滑に運営していくためには、被保険者の方々に親切でわかりやすい説明を根気強く行いながら御理解を得ていくということが大切であり、当連合といたしましては、今後も、各市町と連携しながらわかりやすい広報・周知に努めてまいりたいと考えております。

一方、こうした状況の中、先般、舛添厚生労働大臣が、現在市町村単位で運営されている国民健康保険と長寿医療制度を一体化し、都道府県が運営する「県民健康保険」に再編するといった私案を示され、政府においても1年を目途に必要な見直しを検討すると表明されたところであり、その成行きに注目が集まっているところであります。この問題につきましては、現在、厚生労働大臣直属の「後期高齢者医療制度に関する検討会」におきまして議論が進められているところでございますが、制度設計者である国の責任において、国民の理解が得られる内容とすることが肝要であり、今後はその議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

このように、長寿医療制度を取り巻く環境は依然として落ち着いていない状況でござ

いますが、制度運営を託されている当広域連合といたしましては、今後とも制度の円滑な運営を図るため、県、市町などとの連携強化を図りながら、県内にお住まいの被保険者の皆さんに信頼され、安心していただける制度運営を目指して、誠心誠意取り組んでまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、「副広域連合長及び監査委員の選任同意」や、地方自治法の改正に伴う「特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正、「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」の制定、さらに平成19年度一般会計の決算認定の議案を提案させていただいております。何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎弥磨君） 議事に先立ちまして、ここで御報告申し上げます。

県内17市町から選出いただいております当広域連合議会議員のうち、10番 佐々木富基君、11番 福田修治君、23番 上田誠君、以上の3名から当広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第108条の規定に基づき、議長においてこれを受理し、辞職を許可いたしました。

なお、この辞職に伴いまして、新たに当

広域連合議会議員に就任されました皆様を御報告申し上げます。

氏名を事務局から朗読させます。

事務局長。

○事務局長（竹内利寿君） それでは、氏名を朗読いたします。

川崎悟司議員、福田修治議員、坂本伊三栄議員、以上でございます。

○議長（宮崎弥麿君） なお、このたび新たに選出されました議員の皆様につきましては、議事の進行上、ただいま御着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。

今回新たに当広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、福井県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名と議席番号を事務局に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（竹内利寿君） それでは、氏名と議席番号を順に朗読させていただきます。

川崎悟司議員の議席は10番に指定いたします。福田修治議員の議席は11番に指定いたします。坂本伊三栄議員の議席は23番に指定いたします。

以上でございます。

○議長（宮崎弥麿君） 続きまして、日程2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、9番 玉邑哲雄君、10番 川崎悟司君を指名いたします。

日程3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎弥麿君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程4 第16号議案「福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第16号議案「福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長につきましては、福井県後期高齢者

医療広域連合規約第13条第1項の規定に基づき、広域連合の議会の御同意を得て選任するものでございます。今回、鯖江市長であります牧野百男氏を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。牧野氏は、地方自治に精通するとともに、これまでも当広域連合の副広域連合長として御尽力をいただいております、人格、識見ともに副広域連合長として適任と考えておりますので、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮崎弥磨君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案は、人事に関する案件でありますので、一切の手続を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎弥磨君） 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております、第16号議案につきましては、牧野百男君を選任することに同意を求められております。これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎弥磨君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ここで、牧野百男副広域連合長の出席を求めるとにします。

（副広域連合長 牧野百男君 入場、着席）

○議長（宮崎弥磨君） 早速ですが、御出席をいただきました牧野副広域連合長から御挨拶をいただきます。

（副広域連合長 牧野百男君 登壇）

○副広域連合長（牧野百男君） 鯖江市長の牧野でございます。今回、また副広域連合長に御選任をいただきまして、本当にどうもありがとうございます。引き続きまして、また皆様方の御協力をいただきながら、連合長を補佐してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎弥磨君） 日程5 第17号議案「福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、福田修治君の退場を求めます。

（11番 福田修治君 退場）

○議長（宮崎弥磨君） 広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第17号議案「福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合の監査委員につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合規約第18条第2項の規定に基づき、広域連合の議会の御同意を得て選任するものでございます。今回、越前市議会から選出されております福田修治氏を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものでございます。福田氏は、これまでも当広域連合の監査委員として御尽力をいただいておりますとともに、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理等につきまして優れた識見を有し、人格ともに監査委員として適任と考えておりますので、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮崎弥麿君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案は、人事に関する案件でありますので、一切の手続きを省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎弥麿君） 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております第17号議案につきましては、福田修治君を選任することに同意を求められております。これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎弥麿君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ここで、福田修治君の入場を許可します。

（11番 福田修治君 入場、着席）

○議長（宮崎弥麿君） ただいま監査委員の選任に同意されました福田修治君から御挨拶をいただきます。

（11番 福田修治君 登壇）

○11番（福田修治君） 一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の御同意をいただきまして、監査委員という大変重たいポストを御選任いただきましたことを、まずもって心から厚く御礼申し上げます。もとより浅学非才でございますけれども、議員各位の御指導と御鞭撻をいただきながら、財務、事業運営のしっかりした運営のために、田本監査委員と共々、これからの監査をしてまいりたい、こういうふうに考えておりますので、どうか御指導いただきますようお願い申し上げますとともに、東村連合長を中心にしながら私どもやっておりますので、議員の御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。一言御挨拶といたします。

本日は本当にありがとうございました。

○議長（宮崎弥麿君） 日程6 第18号議案「福井県後期高齢者医療広域連合特別職

の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、及び日程7 第19号議案「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」を一括議題といたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎弥磨君) 御異議なしと認めます。

よって日程6 第18号議案及び日程7 第19号議案を一括議題として広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第18号議案「福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、及び第19号議案「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定」につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

これまで、当広域連合では議会議員の報酬及び費用弁償を、「特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例」で規定をしておりましたが、本年6月に地方自治法が改正され、議員報酬等の支給方法が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と分離されたこと、及び議員の報酬の名称が議員報酬に改められたことから、第18号議案

において、同条例の一部を改正するとともに、第19号議案において、新たに「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」を制定するものであります。詳細につきましては、事務局長に説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長(宮崎弥磨君) 事務局長。

(事務局長 竹内利寿君 登壇)

○事務局長(竹内利寿君) ただいま上程されております、第18号議案及び第19号議案につきまして、補足説明いたします。議案に沿って説明させていただきます。

まず、第18号議案につきましては、第1条では地方自治法の引用条項を改正し、第2条及び第4条では、議会議員の報酬に関する規定を削除し、それぞれ号及び項を繰り上げております。また、別表第2から議員の報酬に関する規定を、さらに別表第3から議員の費用弁償に関する規定を削除するとともに、字句の整理を行っております。

次に、第19号議案でございますが、第18号議案におきまして、議員に関する報酬及び費用弁償に関する規定を削除いたしましたので、新たに「議員報酬及び費用弁償に関する条例」を制定するものでございます。議案に沿って説明させていただきます。

第1条の趣旨では、地方自治法第203条

第4項の規定に基づくものであることを謳い、第2条では議員報酬の額、第3条では費用弁償の額、第4条では議員報酬及び費用弁償の支給方法につきまして規定するものでございます。なお、議員報酬及び費用弁償の額並びに支給方法につきましては、従来と変更はございません。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎弥麿君） 以上で提案理由の説明は終わりました。質疑の通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

第18号議案は、討論の通告がございませんので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎弥麿君） 御異議なしと認めます。

それでは採決いたします。

第18号議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎弥麿君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ただいまから討論に入ります。第19号議案について、21番 畑野麻美子君から討論の通告がありましたので、許可します。

21番 畑野麻美子君。

（21番 畑野麻美子君 登壇）

○21番（畑野麻美子君） 21番 畑野麻美子です。

第19号議案「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」反対の立場で討論します。

この議案の中における費用弁償とは、議会や委員会に出席するために支払われる交通費のことです。当然、実際かかった実費払いにすることが求められます。80キロを基準に一律支給し、貴重な住民の税金を無駄遣いするこの議案には賛成できません。

以上、討論とします。

○議長（宮崎弥麿君） 以上で討論を終結します。

それでは、採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎弥麿君） 御異議なしと認めます。

それでは採決いたします。

第19号議案につきまして、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎弥麿君） 起立多数であります。

よって、そのように決しました。

日程8 第20号議案「平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第20号議案「平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

平成19年度の一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額といたしまして、7億6,795万2,876円、歳出決算額といたしまして、6億9,765万2,477円で、差引額は7,030万399円となっております。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金の市町負担金として、3億401万9,351円、国庫支出金として、平成20年度における被用者保険の被扶養者だった方の保険料軽減措置分及び広報に関する経費に係る臨時特例交付金4億4,493万508円がでございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、被保険者証の一斉交付に係る通信運搬費及び送付作業に係る業務委託料として3,070

万5,348円、電算処理システムに係る委託料として7,221万4,789円、また歳入でも御説明いたしました被用者保険の被扶養者だった方の保険料軽減措置等に係る臨時特例基金積立金として4億4,493万508円がございます。

詳細につきましては、事務局長より説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(宮崎弥磨君) 事務局長。

(事務局長 竹内利寿君 登壇)

○事務局長(竹内利寿君) 第20号議案につきまして、「平成19年度歳入歳出決算書」に沿いまして御説明させていただきます。

まず、2ページの「歳入決算書」をお願いいたします。

歳入合計につきましては、表の一番下、歳入合計の欄でございますが、予算現額7億6,795万2,000円に対しまして、その右、調定額、収入額とも7億6,795万2,876円でございます。

次に、3ページの「歳出決算書」をお願いいたします。

歳出合計につきましては、表の一番下、歳出合計の欄でございますが、予算現額7億6,795万2,000円に対しまして、支出済額はその右6億9,765万2,477円でございます。不用額は7,029万9,523円となっております。

ます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額でございますが、今程御説明いたしました歳入合計から歳出合計を差し引いた額で、7,030万399円となっております。

次に、5ページ及び6ページは、ただいま御説明申し上げましたものを款別に記載した総括表でございますので、説明は省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳入につきましては決算額が7億6,795万2,876円でございますが、その主な内訳を御説明させていただきます。

まず、表の左上の「第1款分担金及び負担金」の欄の節の1、市町負担金として収入済額の欄を御覧いただきまして、収入済額は3億401万9,351円でございます。内訳は、右の備考欄に記載のとおり、県内17市町からの共通経費負担金2億9,714万7,559円などとなっております。

次に、中ほどの「第2款国庫支出金」の欄の節の1、総務費国庫補助金でございますが、収入済額は4億6,110万1,508円でございます。内訳は右の備考欄に記載のとおり、被用者保険の被扶養者だった方に対する平成20年度の保険料軽減措置分の補てん分としての臨時特例交付金が4億4,493万508円となっております。

次に、「第3款繰越金」につきましては、

平成18年度の一般会計の繰越金283万2,017円となっております。

また、その下の「第4款諸収入」は、次の8ページの預金利子及び雑入ともゼロとなっております。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、決算額が6億9,765万2,477円でございますが、その主な内訳を簡単に御説明させていただきます。

まず、表の左上の「第1款議会費」でございますが、右から4つ目の欄、支出済額は82万2,074円でございます。その主なものといたしましては、1の報酬として定例会開催2回分で46万4,000円などを支出いたしております。

次に、左下の「第2款総務管理費」でございますが、県及び市町からの派遣職員の人件費といたしまして、節の欄の下のほうでございますけれども、2の給料、3の諸手当、4の共済費、おめくりいただきまして10ページ上の5の災害補償費の合計で1,893万7,824円を支出いたしております。

次に、ページの中ほど、節の区分の12の役務費といたしまして、右の備考欄の一番上に記載のとおり、郵便代等の通信運搬費2,306万4,924円など、合計で2,657万3,334円を支出いたしております。

次に、13の委託料といたしましては、備考欄に記載のとおり、電算処理システムに係ります業務委託料といたしまして、

7,221万4,789円など、合計で9,004万239円を支出いたしております。

次に、14の使用料及び賃借料といたしましては、広域連合の事務所借上料などで1,171万5,508円を支出いたしております。

次に、19の負担金補助及び交付金といたしましては、市町から派遣されている職員の人件費相当分9,911万6,940円を派遣元の市町に還付するため、負担金として支出したものでございます。

次に、25の積立金につきましては、歳入のところで御説明いたしましたが、臨時特例基金への積立てということで4億4,493万508円の支出となっております。

次に、第2項選挙費でございますが、支出済額は3万2,149円でございますが、主なものといたしましては、選挙管理委員会開催時の報酬1万9,000円、11ページに移りまして、費用弁償としての旅費として1万850円を支出いたしております。

次に、第3項監査委員費でございますが、支出済額は7万9,533円でございますが、主なものといたしましては、出納検査実施に伴う報酬6万円などを支出いたしております。

最後に、その下の第3款予備費の支出はございませんでした。

なお、この決算につきましては、お二方の監査委員による決算審査をお受けいたしまして、その「審査意見書」と「主な施策

の成果等報告書」を別冊のとおり配付させていただきますので御確認ください。

以上、第20号議案「平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（宮崎弥麿君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑の通告はありませんでしたので、質疑は終結いたします。

次に、討論に入ります。21番 畑野麻美子君から討論の通告がありましたので許可します。

21番 畑野麻美子君。

○21番（畑野麻美子君） 21番 畑野麻美子です。

第20号議案「平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論します。

舛添厚生労働大臣も姥捨て山行きバスと認める制度です。実施前から見直しの点検をしながら走り続けています。説明不足だといって新聞広告を出し、見直しのためにと多額のお金を使いましたが、未だに国民の理解は得られません。それは、制度そのもののあり方に問題があるからです。今までは子供から高齢者までの保険の中で、みんな支え合うという保険の仕組みでした。75歳以上の人も、現役のときはしっかりと保険料を払い、支えてきました。それが、75

歳以上になると医療費がかかるからと追い出すやり方は、高齢者を大切にしない国の姿勢に他なりません。特に、団塊の世代がターゲットになりますが、産めよ増やせよで生まれた子供達が、年を取ったら高齢者が増えて医療費がかかりすぎるからと別枠にする。子育て支援にも逆行し、余りにも無責任な国のやり方ではないでしょうか。そして、保険料は年金から天引きする。体の具合が悪くて支払いに來れないのなら、役所から出かけていけばいいのではないのでしょうか。そうすれば、その方の暮らしぶりや様子がわかります。19年度は準備段階における決算ですが、制度そのものに問題があり、そのようなところに大切な税金をつぎ込む決算には賛成できません。

以上、討論とします。

○議長（宮崎弥麿君） 以上で討論を終結します。

それでは、採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎弥麿君） 御異議なしと認めます。

それでは採決いたします。

第20号議案につきまして、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮崎弥麿君） 起立多数であります。

よって、そのように決しました。

日程9「一般質問」を行います。一般質問は通告順に従い、2番 原幸雄君の一般質問を許可します。

2番 原幸雄君。

（2番 原幸雄君 登壇）

○2番（原幸雄君） 2番 原幸雄。

ただいまから、発言通告書に従って質問させていただきます。

県派遣職員の人件費負担について。

今年度から、75歳以上の高齢者を対象に、後期高齢者医療制度が施行されましたが、皆さん御承知のとおり、制度の周知、運営、年金天引き、低所得者対策など多くの課題が表面化し、広域連合をはじめ、住民の身近な窓口であります各市町には、苦情、相談の対応、制度見直しによる事務量の増大、煩雑化、さらにはシステムの改修費など財政的にも負担増になっていると聞き及んでおります。

このような中、福井県は県広域連合に対する財政支援につきましては、この制度が施行されることに伴い、全国の都道府県が保健事業である後期高齢者の基本健診の県補助金が廃止される中、本県はいち早く県補助金として保健事業補助金約3,150万円を財政支援されていることに、高く評価するものであります。

この厳しい社会情勢を取り巻く後期高齢者医療制度への各市町の負担について、お

伺います。

今年度の福井県後期高齢者医療広域連合経費負担金の約4億8,700万円を、県内の17市町が人口割、後期高齢者人口割などで負担することになっております。そこで、この負担金の主要な経費項目と、そのうちの職員人件費にあります県からの県派遣職員の人件費の取扱いについてですが、聞くところによると、全国の広域連合では、都道府県の職員支援がされているところやされてないところもあり、また、中には府県が人件費を負担して、経費負担金の軽減に繋がっていると聞き及んでいます。現在の本県広域連合県派遣職員の経緯、取扱いについて、どのようになっているのかお聞きします。

また、全体的な経費負担金の削減を図るためにも、広報費などで今年、ダイレクトメール、新聞などで周知しておりますが、被保険者10万人への発送や、県内一円の新聞広告を見ても多額な経費がかかっていると予想され、また、通知内容が理解できず、市町の窓口の混乱になっていることも見受けられます。

つきましては、要望でございますが、新年度予算においては広報、事務業務が各市町と重複することがなく、連携を図って、効率の良い事業展開を進めていただきたくお願いいたしたいと思っております。さらには、今後も県に対して、財政的・人的支援を要

望していただきたく、各市町の負担軽減になるようお願いしまして、1回目の質問とさせていただきます。答弁内容によりましては、再質問をさせていただきます。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（宮崎弥麿君） 広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 県職員の人件費負担について、お答えを申し上げます。

長寿医療制度につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の中で、県内すべての市町が加入する広域連合が運営主体となり、県はその運営に対して必要な助言及び適切な援助を行うというように、それぞれの役割分担が明確に規定をされております。こうしたことから、広域的な自治体運営のノウハウが乏しい市町といたしましては、広域連合設立の準備段階から、市長会及び町村会を通じて、県内市町の総意として県に対して人的支援を要請してきた結果、現在に至るまで県職員の派遣が継続されているところであります。

従いまして、その派遣形態といたしましては、地方自治法第252条の17第1項の規定に基づく当広域連合からの求めに応じた派遣であり、その人件費につきましては、同条第2項の規定に基づき、派遣を受けている当広域連合で負担しているものでございます。

なお、他の都道府県の状況を見えます

と、29の広域連合が人的支援として都道府県職員の派遣を受けており、そのうち24の広域連合が本県と同じように、地方自治法に基づく派遣形態を取り、広域連合において人件費を負担しているところがございますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、要望の件につきましては、今後ともそういうことを念頭に置きながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎弥麿君） 続きまして、21番 畑野麻美子君の一般質問を許可します。

21番 畑野麻美子君。

（21番 畑野麻美子君 登壇）

○21番（畑野麻美子君） 21番 畑野麻美子です。

発言通告に従いまして、一般質問します。

健診項目の実態について。後期高齢者医療制度が始まるまでは、各市町、健康診断は年齢に制限されることなく、同じ項目で行われていました。しかし、この制度の実施に伴い、75歳以上の健康診断項目が制限されました。市町が実施主体となり取り組んでいる75歳以上の健診事業について、各市町の健診項目に差があるのか、答弁を求めます。

○議長（宮崎弥麿君） 広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 市町が実施主体となって取り組んでいる健診事業にお

ける健診項目の実態について、お答えをいたします。

健診事業の実施につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、広域連合の努力義務と位置付けられていることから、糖尿病などの生活習慣病を予防するとともに、早期に発見し、早期治療に繋げていくことを目的に、国、県及び当広域連合の補助金を財源として、各市町が実施しているものであります。

その健診項目についてでございますが、補助対象となっている必須項目といたしましては、「既往歴調査」、「自覚症状及び他覚症状調査」、「身体計測」、「血圧測定」、「肝機能検査」、「血中脂質検査」、「血糖検査」並びに「尿検査」の8項目であり、これは74歳以下の方々が受診する特定健診の健診項目とほぼ同じ内容となっております。一方、各市町におきましては、これまでそれぞれが取り組んできた経緯や、特定健診との均衡を考慮し、独自の取組みとして特定健診と同じように、医師の判断に基づく選択項目を追加、実施している市町もございます。

その状況につきましては、「貧血検査」、「心電図検査」及び「眼底検査」の3項目の追加が6町、「貧血検査」及び「心電図検査」の2項目の追加が5市町、「貧血検査」、「心電図検査」、「眼底検査」及び「お腹周りの測定」の4項目の追加が1市、「貧血検

査」、「心電図検査」及び「お腹周りの測定」の3項目の追加が1市、「お腹周りの測定」の1項目の追加が1町となっているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎弥麿君） 21番 畑野君。

○21番（畑野麻美子君） 独自で取り組んでいる市町が結構あるように見受けられます。もしこれが詳しい町がわかれば、ぜひ説明を求めると同時に、それと全くやっていない市の名前も教えていただければ説明を求めたいと思います。

そして、特定健診のことですけれども、私の近くの男の方が特定健診に行かれまして、ずっと並んでいて腹囲を測るときに、並んでいますと何歳ですかと聞かれて、75歳ですと言いますと、あなたは75歳だから腹囲は測らなくてもいいですって言われてしまう、すごいショックでしたという話を聞きました。そういうことのないように、やはり特定健診も今までどおりに75歳以上の方も今までどおりに受けることが大事だと、こういうふうを考えます。

先ほどの市町の名前、そして全くやっていない市の名前も説明を求めます。

○議長（宮崎弥麿君） 事務局長。

○事務局長（竹内利寿君） 御質問は、それぞれのやっていない、何もやっていない市町、それといろいろやっていらっしゃる市町を具体的にということでございますけ

れども、それぞれの市町におきまして、私どもの実施しております健診事業、これにつきましては、今ほど連合長答弁にございましたように8項目、これについては全ての市町で実施をしていただいております。残りの追加部分、特定健診と同じような選択項目、これが答弁にもございましたように、「貧血検査」、「心電図検査」、「眼底検査」、それと「お腹周り」、こういった4項目があるわけでございますけれども、その追加の選択項目につきましては、あくまでも、やはりそれぞれの市町の実情に応じて、それぞれの市町が御判断をなさって実施、未実施を決めているわけでございます。

従いまして、この場で全ての市町の項目を全て申し上げるとするのは、時間の関係もございますので、また後ほど、こちらのほうから必要であれば、またお知らせをさせていただきたいと思っております。

ちなみに、畑野議員の地元の坂井市におきましては、選択項目といたしましては「貧血検査」、それと「心電図検査」、この2つを追加しているというふうにお聞きをいたしております。

以上でございます。

○議長（宮崎弥麿君） 21番 畑野君。

○21番（畑野麻美子君） 独自に取り組んでいる市町と、取り組んでいない市町においては、健診項目に差が生じますけれども、今後、広域連合において県内、どこの市町

においても統一した健診が受けられるよう、特定健診並みの検査項目まで補助対象とすることができないのか、答弁を求めます。

○議長（宮崎弥麿君） 事務局長。

○事務局長（竹内利寿君） 今、御質問の趣旨は、74歳以下に実施しております特定健診の中の、その4つの選択検査も国、そして県、そして私どもの補助対象にできないかというような御質問だったと思います。

まず、法律で義務づけられております74歳以下の方々に対する特定健診、これにつきましては、生活習慣病の予備軍、これを早期に発見いたしまして、保健指導を通じて本人自らが生活習慣を、そういったものを改善して病気を予防しているというところに重点が置かれているということがございます。そうした前提に立ちまして、特定健診のこの選択検査というものは、その検査結果を保健指導の基礎データとするために実施するものでございまして、これは国も補助の対象といたしております。これは、74歳以下の方でございます。

これに対しまして、私どもの実施している健診事業につきましては、これは、生活習慣病そのものを早期に発見をいたしまして、早い段階で医療に繋げていくというところに重点が置かれています。つまり、後期高齢者の方々に対しましては、まず生活習慣病を発見するために必要な検査をしていただきまして、疑いのある場合は早期に

治療していただくということで、国も早期発見に必要とされます8つの必須項目、これを補助の対象としているということでございます。県、そして当広域連合の健診事業の補助も、こういった国の考え方を基本にしておりますので、当面は現状どおり8つの必須項目について、補助対象としていきたいというふうに考えております。

また、広域連合がそういった補助を行う場合、これは財源が保険料でございまして、そういった上乘せの補助を重ねて実施することになりますと、やはり必要性、あるいは費用対効果、こういったところから保険料の財源を投入するというような合理的な理由が必要となっております。こういったことも考慮いたしますと、まずは今年度から始まりました事業そのものの実績を踏まえた上で、そういった事業の成果や効果、こういったものを検証することが、まず優先的に行うべきものではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮崎弥麿君） 質問は、再々質問で終わりでございます。本質問を入れて3回終わっておりますので、次の質問者に移らせていただきます。

続きまして、11番 福田修治君の一般質問を許可します。

11番 福田君。

（11番 福田修治君 登壇）

○11番（福田修治君） 発言通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

特に私の越前市では、6月議会あるいは9月議会で、今回たゞし質問内容については、かなりの本会議、委員会等々で議論をしまりましたので、ぜひ今回、広域連合の中で質問をしまりたいということで、発言をお許しいたゞきました。よろしくお願ひいたします。

まず、最初の質問でございますけれども、健康増進事業、つまり人間ドックについて質問をいたしたいと思ひます。

平成19年度まで、県内の自治体、市町では、国民健康保険で人間ドックの補助があり、多くの方が利用をまてこられました。私ども越前市においても、国民健康保険事業として、高齢者の疾病予防事業として、それまで75歳以上の方にも人間ドックを実施してまりました。この4月から、75歳以上は後期高齢者医療制度に移行し、国保事業として実施してまきた人間ドックは補助対象から外されました。ちなみに、越前市においては、平成19年度で人間ドックを受診した方が150人おられ、そのうち11人が75歳以上の後期高齢者であります。いわばこの11人が平成20年4月からは人間ドックを受けられないということであります。この点について、越前市議会の6月、9月議会では議員から、人間ドック受診への対応に

ついてたゞされたところであります。市当局は、これに対して、新たな制度ができたのですから、保険者である県後期高齢者医療広域連合にしっかりと要望をまていくという答弁がなされておひます。

そこでお尋ねします。

まず、越前市と敦賀市が、人間ドックは保健事業であるので、広域連合の事業として実施してほしいという要望書を7月に提出したと聞いておひます。これに対する具体的な協議や経過があればお聞かせをいたゞきたいと思ひます。

次に、後期高齢者の人間ドックを再開してほしいという旨の要望が、他の県の広域連合でもなされておひますが、福井県広域連合としては、この全国のこうした広域連合の動向について、どのように把握をされておひまのか、その点についても併せてお聞かせをいたゞきたいと思ひます。

もう1つは、人間ドックは病気の早期発見のための有効な手段として、医療費抑制の保健事業政策としてしっかりと認識をし、この人間ドック事業を疾病予防事業として位置付ける必要があるのではないかと考えますが、その見解についてもお願ひをいたゞきたいと思ひます。

最後の質問になりますが、3月議会において、私の一般質問に対し、今後保健事業とする場合、市町と十分話し合ひながら、後期高齢者の保健事業あるいは健診事業以

外に、もっと有効な保健事業はないか、その場合、保険料のみの財源でやるのか、あるいは市町の公費負担をお願いしながら、何か有効な保健事業はないか、十分協議しながら検討したいという考えの答弁がなされたところであります。この答弁のとおり、これからの様々な対応を検討するに当たって、広域連合においても市町との協議、あるいはその後の意見交換の議論が私は不可欠であると考えます。昨年、約20回、今年度は部会の会議開催がなされておりますが、先の答弁も含めて、その後、市町とどのような協議がなされてこられたのか、あるいは検討されてこられたのか、この点について、ぜひお答えをいただきたいと思っております。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（宮崎弥磨君） 広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 福田議員からは、4点の御質問をいただきました。順番が異なるかもしれませんが、質問通告の順に従ってお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の健診事業以外の保健事業の実施に関する検討状況についてでございますが、議員御指摘のとおり、先の3月定例議会における一般質問の再質問の中で、事務局長からそのように答弁があったことは承知いたしておりますが、その前提といたしまして、当時の広域連合長から保健事

業の拡充については健診事業の実施状況等を踏まえ、将来の保健事業のあり方について検討してまいりたいという答弁がなされております。本年度の健診事業につきましては、国、県及び当広域連合の補助金を財源として、特定健診の枠組みを活用しながら、受診者数2万8,642人、受診率で約26%を目標に、各市町において実施していただいておりますが、今年度の9月末現在の実施状況は受診者数が9,651人、受診率が約9.2%となっております。こうしたことから、まずは高齢者の医療の確保に関する法律の中で、広域連合の努力義務として位置付けられているこの健診事業を、しっかりと着実に実施していくことが重要であると考えており、健診事業以外の保健事業については、今後の健診事業の実績等を踏まえ、その成果や効果、課題などを整理した上で、各市町や県とも十分協議してまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、広域連合の運営や事業の実施に当たっては、構成市町との協議は必要不可欠であると認識いたしており、事務局におきましては、各市町の担当課長で構成する幹事会をこれまでに3回開催し、県の助言もいただきながら制度運営や事業実施上の問題点、課題などについて協議するとともに、日常の連絡業務の中でも意見交換等を行っているところであり、今後とも円滑な意思の疎通が図られるよう努めて

まいりたいと考えております。

次に、2点目の越前市と敦賀市が提出した人間ドックの実施に関する要望書の取扱いについて、お答えをいたします。

人間ドックの事業のあり方につきましては、国は従来から一貫して、市町村独自の事業であり、それぞれの市町村が地域の実情を勘案して取り組むべきものであるとの考え方を示しており、現在、全国では約200の市町村が独自の事業として実施しているところでもあります。本年6月の制度見直しに際しましても、その考え方が踏襲されましたが、一方で国は、市町村が独自で実施する長寿・健康増進事業に対して、国の特別調整交付金の対象として支援するとの方針を示し、そのメニューの1つに人間ドック事業を盛り込むことといたしました。

こうした状況の中、本県におきましては、敦賀市が住民の声を反映させる形で6月補正予算に人間ドック事業を単独事業として計上するとともに、議員御指摘のとおり、越前市と敦賀市から7月末に当広域連合に対して人間ドックの実施に関する要望書が提出されたところでもあります。

当広域連合といたしましては、こうした国の考え方や方針を踏まえ、人間ドック事業を実施するのであれば、国の特別調整交付金の補助対象事業として実施することも一つの選択肢であるとの考え方を示した上で、本年9月には各市町に対して特別調整

交付金の補助対象事業の所要額調査を実施し、その中で提出された越前市と敦賀市の人間ドック事業の所要額につきましては、既に厚生労働省に報告をしたところであり

ます。次に、3点目の全国における市町村からの人間ドックの実施に関する要望の状況と、各広域連合の対応についてお答えいたします。

まず、構成市町村から人間ドックの実施に関する要望書の提出を受けている広域連合は、本県を除いて2つであり、さらに要望書を提出している市町村のほとんどが長寿医療制度が開始される以前から、独自の事業として人間ドック事業を実施していた市町村であると聞き及んでおります。また、要望書の提出を受けた2つの広域連合はもとより、要望を受けていない広域連合におきましても、本県の場合と同じように人間ドック事業は市町村独自の事業であるという国の考え方を踏まえ、実施主体となっているところはなく、その実施の判断につきましては構成市町村の自主性に委ねているのが現状となっております。

最後に、4点目の人間ドックを保健事業政策の中の疾病予防事業としてはっきり位置付けるべきであるという考え方に対する見解について、お尋ねをいただきました。

人間ドックにつきましては、その目的が病気の早期発見、早期治療、そして病気の

予防のための総合健康診断であることから、健康の保持増進を図るための保健事業の1つとして位置付けられることは論を待たないものであると認識いたしております。

一方、各市町村に実施していただいている健診事業につきましては、糖尿病などの生活習慣病の早期発見、予防を促し、健康の保持増進を図るとともに、地域における自立した生活を支援するために実施しているものであることから、後期高齢者の方々に対する保健事業の中心的な役割を担っているものと考えております。国及び県におきましても、こうした健診事業の重要性を踏まえ、長寿医療制度の開始当初から補助事業として位置付けているとともに、全国全ての広域連合におきましても健診事業を実施しているところでございます。

当広域連合といたしましては、こうした状況を勘案し、当面はこの健診事業を被保険者の方々の中で定着させ、着実に実施していくことが重要であると考えていることから、人間ドック事業の実施につきましては、それぞれの市町が地域の実情等を考慮しながら判断をしていただき、実施する場合には、国の特別調整交付金の補助対象事業として実施することも一つの選択肢ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎弥麿君） 11番 福田君。

○11番（福田修治君） 今ほど連合長のほうから、懇切丁寧な答弁をいただきました。とりわけ、人間ドックの問題については、越前市、敦賀市、それぞれ要望してきたという中で、9月に厚労省に対して特別調整交付金の申請もされているというやに聞きました。健診事業と、それからいわゆる人間ドック、ほかにも脳ドックとか様々あるんですけども、その場合に、市町であるいは自治体で、例えば、国保との関係も非常に大事なんですけども、その点も含めて、これから市町が広域連合に要望、つまり、後期高齢者、75歳以上の高齢者の抱えている市町の健診事業、ドック事業等々の要望があれば、例えば連合としてはそれぞれ要望していくのかということについても、お答えをいただければというふうに思いますし、たくさんあると思うんですけども、これ、私も少し調べてみたんですけども、それぞれの県の連合の中で取り組んでいるやにも聞いておるんですけども、その点について併せてお答えをいただければと思います。

○議長（宮崎弥麿君） 事務局長。

○事務局長（竹内利寿君） まず、人間ドックの実施について、各市町から要望をいただいた場合の、今後の取扱いといたしますか、そういった観点からの御質問だと思います。

今、連合長からも答弁ございましたよう

に、敦賀市、そして越前市から今年は要望をいただきました。ただ両方とも、やはり昨年度まで独自の事業で、健康推進事業として市単独で人間ドックをやっていたという状況がございます。県内では、敦賀市さん、それから越前市さんのほかに、例えば福井市、坂井市、そして美浜町、この3つも昨年度までは人間ドックを実施されておりました。こういったところは、それぞれのまた独自の御判断で現在に至っているというところでございまして、私どものほうからは、やはり先ほど答弁にもございましたように、国の特別調整交付金が、初めは対象にはしないと聞いていたんですが、7月、見直しを実施した後に長寿・健康増進事業として対象にしますというような見解が出ましたので、そういったことも含めて、9月には各市町のほうにこういったことも対象になりますので、もし実施するというのであれば御提出くださいということで、出てきたのが敦賀市と越前市さんという結果でございます。

実際には、この特別調整交付金の交付要綱というものが、実は昨日、厚生労働省のほうから届きまして、これから12月に向けてその申請と申しますか、そういったものを実際に、正式にしていく予定でございます。各市町からまた人間ドック以外のいろんな要望も出ており、全体の枠が決まっているということもございまして、またそ

れは各市町のヒアリングをいたしまして、その中でいろんな御意見を賜っていきたいというふうに考えております。

それと、最後に、他の都道府県の広域連合のことでございますけれども、今ほど答弁ございましたように、実際に、今現段階におきましては、広域連合が実施をしているというところはございません。ただ今回、今ほど申し上げました特別調整交付金、こういったものを活用して、いろんな事業を展開していくというようなことも想定できますので、私どもといたしましては、やはり全国の状況を十分把握しながら、いい事業があれば、そういったものも取り入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎弥麿君） 福田議員。

○11番（福田修治君） 今ほど、事務局長のほうから大変大事な点について御答弁いただきました。とりわけ、12月申請云々も含めまして、これから担当課長会議なのか、あるいは担当者会議なのか、わかりませんが、しっかりと、市町との協議を進めたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（宮崎弥麿君） 以上で、通告による発言は全て終了いたしました。よって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ただいま、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

広域連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) 平成20年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会が閉会されるに当たり、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、長時間に渡り、提案させていただきました各議案について慎重なる御審議をいただき、本日ここに妥当なる御議決を賜りましたことに心から厚く御礼申し上げます。今後とも、長寿医療制度の安定した運営に向けまして、鋭意取り組んでまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、簡単でございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長(宮崎弥磨君) 以上で会議を閉じます。

これもちまして、平成20年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。ありがとうございました。

午後3時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 宮 崎 弥 麿

署名議員 玉 邑 哲 雄

署名議員 川 崎 悟 司

